# 令和８年度　事業計画

## １　基本方針

シルバー人材センターは、地域の日常生活に密着した就業機会を提供することなどにより高齢者の社会参加を促進し、生きがいの充実、健康の保持増進、ひいては地域社会の活性化、医療費や介護費用の削減などに貢献しています。しかしながら、少子高齢化の進展により生産年齢人口が減少する中で、国は、令和３年４月に高年齢者雇用安定法を改正し、７０歳までの就業機会の確保を企業の努力義務としました。それによって今まで以上に地域の高齢者の就業機会の確保、高齢者の生きがいや居場所づくりとしたシルバー人材センターへの期待と役割は、ますます大きなものとなっています。

就業機会の創出にあっては、県の広域防災拠点や町の賑わい施設での就業が確保できるよう行政機関へ折衝し、新規会員の確保にも努めてまいります。また独自事業においては、先進的に事業展開されているシルバー人材センターへ役職員が赴き、地域ニーズに合った事業の創出に努めます。

安全・適正就業対策事業では、特に事故リスクの高い剪定作業や除草作業につきましては、それぞれの事故防止キャンペーン期間設置と事故防止研修会を開催し、たとえ軽易な事故といえども発生することが無いよう、安全作業の周知に努めます。尚、安全管理委員会が行う抜き打ちの安全就業パトロールにあっては、どの就業現場においても安全就業規則違反者が出ないように安全指導を実施し、会員一人ひとりの安全意識のさらなる高揚を図ります。

令和６年１１月施行のフリーランス新法に基づき、当センターでは令和８年度より、会員、発注者、センターの三者による「包括的な新契約方式」へ移行します。この移行により、従来、センターが負担していた会員の皆様が受け取る配分金に係る消費税の負担がなくなることから段階的に上げる予定であった事務費を、現行のまま１２％に据え置くこととします。

国のデジタル化整備促進事業により、事務処理の効率化と業務運営の強化に役職員一同全力を傾注し、公益社団法人豊山町シルバー人材センターの益々の発展と、会員が生きがいをもち、地域福祉と地域の活性化に貢献できるセンターを目指して、諸事業を推進してまいります。